

平成29年度

第7回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第7回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月7日(火) 午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 第1委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 0人

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班(委員)の指名

第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 2 件

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について 1 件

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について
事務局長専決分 25 件

報告第2号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
1 件

報告第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について 7 件

5. 農業委員会事務局職員

局 長 花澤 進一

次 長 谷地 正道

主 幹 鈴木 忠弘

副主幹 山崎 武敏

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、平成29年度第7回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、委員10名中、10名出席しております。出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、1番の小川委員、2番の宮内委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、山崎副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。農地班は、第1班で、1番、小川委員と2番、宮内委員です。農政班は、第3班で、5番、石橋委員と6番、伊藤委員です。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1から議案第2号までと、報告第1号から報告第3号まででございます。慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。</p> <p>初めに、議案の1、2ページをお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>1番の申請受付日は、平成29年10月23日でございます。申請地は、原木の地目が田で、面積は961平方メートルの内、273平方メートルでございます。区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。転用目的は、貸資材置場及び貸車両置場にすることでございます。</p> <p>次に議案の3、4ページをお願いいたします。</p> <p>2番の申請受付日は、平成29年10月23日でございます。申請地は、大野町の地目が畑で、面積は62平方メートルでございます。区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 8番</p>	<p>現地調査は、平成29年10月31日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>1番の申請地は、県立市川特別支援学校の東側、おおむね100メートルに位置し、現況は露地畑でした。農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありません。</p> <p>隣接地との境界には、ブロック積み及びフェンスを設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>なお、敷地内は、埋立ては行わず、整地して転圧後に砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。</p> <p>申請地には、ブロック、鉄骨などの建築資材及び油圧ショベル、4トントラックなどの車両3台の駐車を予定しております。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>2番の申請地は、大柏小学校の南東側、おおむね500メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p>

	<p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありません。</p> <p>隣接地との境界には、ブロック積みにより土留めを設置し、土砂等の流出を防除するとのことをございます。</p> <p>なお、敷地内は、埋立ては行わず、碎石敷にして転圧、雨水については、自然浸透とするものです。</p> <p>申請地には、普通自動車2台と自転車3台分の駐車を予定しております。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>1番の申請人は、市内に居住する兼業農家の方です。</p> <p>今回、原木に本社を置き、鳶、土木工事請負を主な業務とする法人から事業拡大のため資材置場及び車両置場として申請地を貸して欲しい旨の要望を受け、申請に至ったとのことをございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地への影響ですが、調査班のご報告どおり、特に問題はありません。</p> <p>なお、申請地は公道に面しておらず、囲繞地であることから、北側に隣接する既設の資材置場の一部を出入口として借りることとし、土地所有者からの通行承諾書を提出しております。</p>

	<p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後1カ月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>2番の申請人は、市内に居住する兼業農家の方です。</p> <p>今回、南大野に本社を置き、不動産管理および売買業務をおこなう法人から、来客用駐車場として申請地を貸して欲しい旨の要望を受け、申請に至ったと</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地への影響ですが、調査班のご報告どおり、特に問題はありません。</p> <p>工事の予定につきましては、平成29年12月18日に着工し、完了は、平成29年12月21日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請」の1番について、許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>2番についてお諮りいたします。許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、議案の5ページ、6ページをお願いいたします。</p> <p>平成29年10月20日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 3番	<p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成29年10月30日に農政調査班第2班と区域2を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>対象となった農地は、2筆、合計面積は1,520平方メートルで、作付けは無く、保全管理されておりました。</p> <p>主として申出人の夫が農業に従事していましたが、夫が死亡したため、今</p>

	<p>後、相続人である申出人が耕作を継続することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、被相続人の農業従事日数は年間で150日であったことを聴き取りで確認いたしました。</p> <p>このことから、被相続人を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明してよろしいかと思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
事 務 局	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」について、願出人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、証明することに決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p>
事 務 局	<p>次に、報告案件が3件ございます。報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が10月分25件ございます。事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決</p>

<p>議 長</p>	<p>しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成29年10月3日から同年10月31日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は16件、27筆、6,624平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、9件、9筆、1,376.5平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せると、25件、36筆、転用面積は、8,000.5平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、8ページから12ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第2号「農地法施行規則第29条第1号に関する届出について」、でございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「農地法施行規則第29条第1号に関する届出について」1件、ご報告いたします。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>届出日は、平成29年9月26日でございます。</p> <p>本件は、農地に農業用倉庫を建築するもので、その敷地が200平方メートル未満でありますことから、農地法施行規則第29条第1号農地転用の制限の例外に該当し、県知事の許可は不要となり、代わりに農業委員会に届出をするものです。</p> <p>事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行なっている旨の証明願について」、7件でございます。事務局より、報告いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>議案の14ページから18ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成29年10月2日から同年10月17日に申請のあった7件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了いたしましたので、第7回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>